

入 札 心 得 書

(趣旨)

第1条 この心得は、飲料用自動販売機設置運営のために清水町が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の辞退)

第2条 一般競争入札に参加する結果通知「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を受けた者が、入札参加を辞退しようとするときは、理由を記入した入札辞退届（別記様式第3号）により公告に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は、免除する。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者は、募集要項及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、募集要項等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札)

第5条 入札書（別記様式第4号）により作成し、封印の上、表面に「入札番号、何々件名入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち

会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が規定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第9条 清水町が事前に定めた最低貸付料(月額)以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格を入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第8条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において、入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札会場へ提出すること。

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、

直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない町職員にくじを引かせる。
(入札結果の通知)

第 12 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 13 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第 14 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第 15 条 契約保証金は、免除とする。

(異議の申立)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、募集要項及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表について)

第 17 条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人又は個人の別）を公表するとともに、一定期間、清水町ホームページにおいて公表するものとする。